

# いじめ防止基本方針

## いじめ防止に向けた基本方針

- (1)教育活動全体を通じて、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2)生徒が主体となって、いじめのない学校を目指すことができるように指導、支援する。
- (3)いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4)いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5)相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、全校体制で一人ひとりの状況の把握に努める。

### いじめ対策委員会

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当者、養護教諭、該当生徒担任、（必要に応じて SC、SSW 等）

- |                            |  |
|----------------------------|--|
| (1)いじめの未然防止の体制整備及び取組       | (6)いじめを行った生徒の保護者に対する助言                 |
| (2)いじめの状況把握及び分析            | (7)専門的な知識を有する関係者等との連携                  |
| (3)いじめを受けた生徒に対する相談及び支援     | (8)教職員研修の実施                            |
| (4)いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援 | (9)その他いじめ防止に関わること                      |
| (5)いじめを行った生徒に対する指導         | ※週1回の生徒指導部会を中心に取り組んでいき、必要に応じて委員会を開催する。 |

### 家庭との連携

- (1)子どもの寂しさやストレスに気付くことができるような啓発活動を行う。
- (2)親としての子育てへ積極的参加を啓発する。
- (3)ネットモラル等の啓発と協力をお願いする。  
※学校便り、学年、学級通信の発行や保護者向けの研修会、講演会等を実施し、啓発を図る。

### 地域との連携

子どもたちへの積極的なあいさつと声かけを依頼する。  
※毎月1回の「学校へ行こう day」の充実を図り、地域との連携を密にする。

### いじめの防止

人権尊重の精神に基づく教育活動の展開とともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1)SGE やスキル学習などを活用し、お互いに認め合い、支え合えるような学級集団づくりに努める。
- (2)人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3)学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーやSSW等を活用する。
- (4)教職員の言動でいじめを誘発・助長・容認することがないように細心の注意を払う。
- (5)常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。

### いじめの早期発見

学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。

- (1)生徒の声に耳を傾ける。（アンケート調査、生活ノート、個別面談等）
- (2)生徒の行動を注視する。（チェックリスト、ネットパトロール、日常生活・休憩時間等）
- (3)保護者と情報を共有する。（手紙・通信物・電話等の定期連絡・家庭訪問、保護者会等）

### 適切な対応

詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係者が納得する解消を目指す。

- (1)いじめられている生徒や保護者に寄り添い、詳細な事実確認を行う。
- (2)いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3)校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4)いじめた生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5)法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6)いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

※教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。

※行政等の関係機関と情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

### 教育委員会や関係機関との連携

- (1)いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- (2)いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認より判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

### 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

### 取組の評価・検証

いじめの防止等に向けた取組について、学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。